令和4年試験

論文式試験問題

租税法

注意事項

1 受験上の注意事項

- ・試験官からの注意事項の聞き漏らし/受験案内や試験室及び受験票その他に記載・掲示された注意事項の未確認等,これらを原因とした試験における不利益は自己責任になります。
- ・携帯電話等の通信機器や携行品の取扱いについては、試験官の指示に従ってください。
- ・試験開始の合図があるまで、配付物や筆記用具に触れないでください。
- ・問題に関する質問には、応じません。

2 不正受験や迷惑行為の禁止

・不正行為を行った場合/試験官の指示に従わない場合/周囲に迷惑をかける等,適正な試験実施に支障を来す行為を行った場合,**直ちに退室を命ずることがあります**。

3 試験問題

・試験開始の合図後, 直ちに頁数(全17頁)を調べ, 不備等があれば黙って挙手し, 試験官に申し出てください。

4 答案用紙

- ・問題冊子の中ほどに挿入してあります。
- ・試験開始の合図後,直ちに頁数(全6頁)を調べ,不備等があれば黙って挙手し,試験官に申し出てください。
- ・答案作成に当たっては、ボールペン又は万年筆(いずれも黒インクに限る。消しゴム等でインクが消えるボールペンは不可。)及び修正液又は修正テープ(白色に限る。)を使用してください。これらのもの以外を使用した場合/答案用紙に記入した文字(数字を含む。)の判読が困難な場合、採点されないことがあります。
- ・答案用紙の左上をホッチキス留めしてあります。 ホッチキス留めを外した場合は、採 点されないことがあります。

5 受験番号シールの貼付

- ・配付後,目視で受験番号及び氏名を確認し,不備等があれば黙って挙手し,試験官に申し出てください。
- ・試験開始の合図後、各答案用紙の右上の所定欄へ全頁に貼付してください。

6 試験終了後

- ・試験終了の合図後、直ちに筆記用具を置き、答案用紙は裏返して通路側に置いてください。
- ・試験官が答案用紙を集め終わり指示するまで、絶対に席を立たないでください。
- ・答案用紙が試験官に回収されずに手元に残っていた場合は、直ちに挙手し、試験官に申し出てください。

なお、試験官に回収されない場合、いかなる理由があっても答案は採点されません。

7 試験問題(該当ある科目は法令基準等)の持ち帰り

・試験終了後、持ち帰ることができます。

なお、中途退室する場合には、持ち出しは認めません。必要な場合は、各自の席に置いておきますので、試験終了後、速やかに取りに来てください。

(租 税 法) (満点 100点)

(時間 2時間

(第2問とあわせ

第 1 問 (40点)

問題 1 次の事案について、以下の 問 1 ~ 問 4 に答えなさい。なお、同族会社等の行為計算否認規定及び組織再編成に係る行為計算否認規定の適用はないものとする。また、租税特別措置法及び租税条約は考慮しないものとする。

A社は、車両の製造・販売を業とする内国法人たる株式会社(普通法人)であり、資本金の額は10億円である。B社は、工作機械の製造を業とする内国法人たる株式会社(普通法人)であり、資本金の額は5億円である。A社とB社は、長年取引関係にあったが、両社の間に支配関係はなかった。

A社及びB社は、4月1日から翌年3月31日までの期間を事業年度としている。以下では、令和3年4月1日に開始するものを、令和3事業年度というように表記する。また、A社の消費税の課税期間については、事業年度と同じとする。A社は、消費税の課税事業者であり、簡易課税制度の適用を受けていない。なお、A社の令和3課税期間における課税売上高は50億円を超えている。

令和2事業年度において、A社は、台風による工作機械甲の損壊や新製品の開発の失敗等により、 資金繰りが苦しくなったため、B社に対して支援を求めた。B社は、A社の支援の求めに応じて、令 和3年4月9日に、A社に対して、重機1台(時価600万円)を無償で譲渡した(事実①)。

令和3年5月25日に、A社は、B社との間でB社を受託者とする信託契約を締結した。同日、当該信託契約に基づき、A社の保有する土地及び建物をB社に移転した。なお、この信託は、受益権を表示する証券を発行する旨の定めのある信託である(事実②)。

A社の顧客であるP(居住者)は、令和2年11月に、A社から自動車を購入した。Pは、令和3年6月16日に、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難となったため、A社から当該自動車の購入に係る債務残高の全額(500万円)についての債務の免除を受けた。なお、Pは給与所得のみを有する個人である(事実③)。

A社は、令和3年7月27日に、A社の顧客であるC社(内国法人(普通法人))に対する令和2課税期間の課税資産の譲渡等に係る売掛金について、更生計画認可の決定により債権の切捨てがあったため、C社に対する当該売掛金の全額である550万円(税込価額)の領収をすることができなかった(事実④)。

| **問 1** 事実①のB社からA社に対する重機の無償による譲渡に係る収益の額は、法人税法上、どのように取り扱われるか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

| **問 2**| 事実②のA社とB社との間で締結された信託契約に基づく信託財産に帰せられる収益及び 費用は、法人税法上、どのように取り扱われるか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

— 1 — M5—5

- 問3 事実③の債務の免除について、Pにおいて、所得税法上、どのように取り扱われるか。根 拠条文を示しつつ述べなさい。
- **問 4** 事実④のA社がC社から領収することができなかった売掛金について、A社において、消費税法上、どのように取り扱われるか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

-2- M5-7

問題 2 次の事案について、以下の 問い に答えなさい。

A社は、陶器の製造・販売を業とする内国法人たる株式会社(普通法人)であり、資本金の額は1億円である。B社は、携帯電話事業を営む内国法人たる株式会社(普通法人)であり、資本金の額は20億円である。なお、B社は東京証券取引所に上場している。A社及びB社は、資本関係がなく、4月1日から翌年3月31日までの期間を事業年度としている。C社は、令和2年4月1日に設立されたX国に本店が所在する外国法人であり、A社はC社の発行済株式総数の80%を設立時から保有している。以下では、令和3年4月1日に開始するものを令和3事業年度というように表記する。Pは個人事業者であり、青色申告者である。Pは、消費税の課税事業者であり、令和3課税期間に係る基準期間の課税売上高は1,100万円であった。

A社の代表取締役Q(居住者)は、Qが居住するマンションの管理組合K(区分所有者を構成員とする権利能力のない社団)の理事長である。Kは、令和2年4月1日に、マンション管理組合の総会を開催し、区分所有者でないB社に携帯電話基地局(アンテナ)設置のためにマンション屋上(共用部分)の継続的使用をさせる旨の決議を経て、マンション屋上の使用の対価として、B社から月額10万円を受領することにした。

令和3年5月20日に、A社は、C社から80万円の金銭配当を受け取った。なお、この金額は、C 社の本店所在地国であるX国で課された外国源泉税等の額が控除された後のものである。また、当該 金銭配当の額は、X国においてC社の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかったものである。

B社は、令和元年6月20日の定時株主総会等の決議を経て、役員R(居住者)に対して、企業価値の増進を動機づける目的から、役員給与月額100万円のほかに、令和元年12月10日に賞与として自社株たる特定譲渡制限付株式を交付することにした。当該株式は、市場価格のある株式である。B社は、この株式の交付に関して、事前確定届出給与の届出書を届出期限までに所轄税務署長へ届け出ていない。Rは、役員給与に係る金銭債権の給付と引換えに、B社から当該株式を交付された。当該株式は、交付時から2年間譲渡が制限されていた。Rは、当該株式について、令和3年12月に譲渡制限が解除されたことにより令和3年分の給与所得として課税された。

陶器製造を業とするP(居住者)は、A社と長年取引をしていた。令和3年7月18日に、地域の花火大会の飛び火による火事により、Pの陶器製造場が類焼した。その結果、事業の用に供していた電気陶器窯が滅失した。当該電気陶器窯の取得価額は1,000万円であり、滅失直前の帳簿価額は800万円であった。なお、Pは、当該電気陶器窯について保険を掛けていなかった。

Pは、高齢になり、事業の継続が体力的に困難となったことにより、令和3年12月に当該事業を廃止した。Pは、事業用として使用していた自動車甲(取得価額80万円、事業廃止時の時価30万円)を事業の廃止後も通院用として使用している。

- 問い 次の税務処理に関する①~⑤の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を、答案用紙の「○×欄」に記入しなさい。また、正しいものにはその根拠条文を、誤っているものには正しい税務処理及びその根拠条文を、答案用紙の「記述欄」に記入しなさい。なお、同族会社等の行為計算否認規定及び組織再編成に係る行為計算否認規定の適用はないものとする。また、租税特別措置法及び租税条約は考慮しないものとする。
 - ① マンション屋上の使用の対価として受領した金員について、Kに法人税の納税義務は生じない。
 - ② A社がC社から受領した金銭配当の額で、益金不算入の対象となるものに係る外国源泉 税等の額は、A社の令和3事業年度の損金の額に算入される。
 - ③ Rが特定譲渡制限付株式を付与されたことによりRの給与所得として課税された金額は、B社の令和3事業年度の所得の金額の計算上、役員給与として損金の額に算入される。
 - ④ Pの令和3年分の所得税額の計算上、電気陶器窯の滅失直前の帳簿価額相当額については、雑損控除として総所得金額から控除される。
 - ⑤ 自動車甲の時価30万円は、消費税法上、Pの令和3課税期間の課税標準に含まれる。

— 4 — M5—11

(租税法)

(満点 100 点)

 (第1問とあわせ) (時間 2時間

第 2 問 (60点)

第2問の解答に当たっての全般的な注意事項

- 1. 問題文に記載のない事項は考慮しなくてよい。
- 2. 計算上生じた1円未満の端数は切り捨てなさい。
- 3. 解答は必ず答案用紙の指定された枠内に記入しなさい。

問題 1

普通法人である甲株式会社(以下,「当社」という。)の当期(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)における法人税の所得の金額の計算に関して,次の[資料] 1.~11.に基づき,申告調整すべき金額を答案用紙に従って解答しなさい。なお,特に指示されているものを除き,当期の納付すべき法人税額が最も少なくなるように計算しなさい。

解答に当たり、各行ごとに加算すべき金額と減算すべき金額があるときは、相殺して純額で記入し、加算すべき金額と減算すべき金額がともに生じないときは、加算すべき金額の欄のみに 0 (ゼロ) を記入しなさい。

[資料]

- 1. 全般的な事項及び注意事項
- (1) 当社は、設立以来継続して適法に青色申告書を提出する内国法人で、精密機器の卸売業を営む非上場会社である。
- (2) 当社は、設立以来、同族会社に該当しない。
- (3) 当社の当期末における資本金の額及び資本金等の額は,300,000,000円である。
- (4) 当社は、消費税及び地方消費税の経理処理として税抜方式を採用している。問題文中の取引金額は、全て税抜きの金額である。
- (5) 当社は、設立以来、減価償却資産の償却方法選定の届出を行っていない。
- (6) 当社は、設立以来、棚卸資産の評価方法選定の届出を行っていない。
- (7) 問題文中の住民税は、道府県民税及び市町村民税である。また、事業税等には特別法人事業税が含まれている。
- (8) 問題文中の源泉所得税額等は、所得税及び復興特別所得税の金額である。
- (9) 前期以前の税務申告について、申告調整は適切に行われている。
- (10) 当社は、法人税及び事業税等について、1か月の申告期限の延長の申請を行い、承認を受けている。

2. 減価償却資産に関する事項

(1) 器具備品A

平成 29 年 2 月 1 日に備品を 2,400,000 円で取得し、同日から事業の用に供している。この 備品の法定耐用年数は 8 年、当期首の帳簿価額は 700,000 円で、当期首に減価償却超過額が 27,000 円あり、当期に 225,000 円の減価償却費を計上した。

(2) 器具備品B

令和 4 年 1 月 11 日に事務用パーソナルコンピュータ 10 台を 2, 200, 000 円 (1 台当たり単価 220, 000 円) で取得し、同日から事業の用に供している。このパーソナルコンピュータの法定 耐用年数は 4 年であるが、当期に取得金額の全額を消耗品費として処理した。

(3) ソフトウエアC

平成31年2月1日に2,400,000円で取得したソフトウエアで、同日から事業の用に供し、 経済的耐用年数4年の定額法で償却している。当期首の帳簿価額は1,100,000円であり、当期 に600,000円の減価償却費を計上した。なお、法定耐用年数は5年である。

(4) 機械装置D

令和3年4月1日に購入し、同日から事業の用に供した梱包設備(取得価額9,000,000円, 法定耐用年数7年)に関し、以下の会計処理を行った。

(借方) 機	械 装	置	9, 158, 000 円	(貸方)	現 金 預 金	9,000,000 円
					資産除去債務	158,000 円
(借方) 利	息費	用	4,734 円	(貸方)	資産除去債務	4,734 円
(借方) 減 (価 償 却	費	2, 619, 188 円	(貸方)	減価償却累計額	2, 619, 188 円

(5) 平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却率等は下表のとおりである。

法定耐用年数		4年	5年	6年	7年	8年
定額法	償却率	0. 250	0. 200	0. 167	0. 143	0. 125
	償却率	0. 500	0. 400	0. 333	0. 286	0. 250
定率法	改定償却率	1. 000	0. 500	0. 334	0. 334	0. 334
	保証率	0. 12499	0. 10800	0. 09911	0. 08680	0. 07909

— 6 — м5—15

3. 外国通貨に関する事項

当期に 10,000 米ドルを 1,235,700 円で購入し、当期末まで保有しており、購入額で貸借対照表に計上されている。なお、当期末日の為替相場は 1 米ドルが 121.63 円であった。

4. 有価証券に関する事項

(1) E 社株式

当社は内国法人E社の発行済株式総数 1,000 株の全てを平成 8 年 10 月 1 日に 100,000,000 円で取得した。E社は令和 3 年 3 月 31 日に解散し、令和 3 年 11 月 30 日に残余財産が確定し、残余財産の全部を分配した。みなし配当に係る源泉所得税額等 4,084,000 円を控除した後の金額 25,916,000 円が当社の銀行口座に入金された。これに関して、以下の会計処理を行っている。

(借方) 現 金 預 金 25,916,000 円 (貸方) 関係会社株式 100,000,000 円 仮 払 税 金 4,084,000 円 関係会社整理損 70,000,000 円

なお、残余財産を分配する直前のE社の資本金等の額は10,000,000円であった。

(2) F 社株式

前期以前に、主要取引先である内国法人下社(上場会社)が発行する株式 1,000,000 株を 400,000,000 円で取得し、その他有価証券として保有していた。当期において、新たに短期売買業務を行うこととなったことに伴い、令和 4 年 3 月 15 日に下社株式 250,000 株を 1 株当たり 370 円で市場で売却するとともに、今後も下社株式を売買目的有価証券として保有することとした。そのため、短期売買の管理部門で取扱いをすることとし、同時に、短期売買目的である旨を帳簿に記載した。下社株式の当期末の帳簿価額は 300,000,000 円であり、上記 250,000株の譲渡に関する会計処理は適切に行われている。なお、これ以外の会計処理は行っておらず、当期末の下社株式の時価は 1 株当たり 350 円であった。

— 7 — M5—17

(3) G社株式

G社株式は、非上場の内国法人G社が発行する普通株式である。G社は平成27年7月1日に、G社代表取締役が発行済株式総数の94%、当社が発行済株式総数の6%をそれぞれ出資して設立された法人で、当社のG社株式の取得価額は6,000,000円である。その後、株式の保有割合に変動はなく、当社は令和3年8月1日に、当社が保有するG社株式の全部を30,000,000円(譲渡時の時価)でG社に譲渡した。当社は、この譲渡について以下の会計処理を行い、G社が譲渡対価の支払に際して控除した源泉所得税額等を仮払税金として計上した。

(借方) 現 金 預 金 25,099,200 円 (貸方) 投資有価証券 6,000,000 円 仮 払 税 金 4,900,800 円 投資有価証券売却益 24,000,000 円 なお, G社の自己株式取得直前の資本金等の額は100,000,000 円である。

5. 棚卸資産に関する事項

前期末に商品の過剰在庫が生じ、前期において、以下の会計処理を行った。

(借方) 商 品 評 価 損 1,800,000 円 (貸方) 商 品 1,800,000 円 この商品について、当期に得意先に総額3,000,000 円で全部を売却し、売上高に計上した。なお、前期の申告調整は適正に行われている。

6. 貸倒引当金に関する事項

(1) H社に対する貸付金

日社は債務超過の状態となり、信用不安が生じたことから、令和2年1月10日に貸し付けた20,000,000円について前期末に貸倒見積額を6,000,000円と算定し、同額の貸倒引当金を計上した。その後、当期において日社の資産状況、支払能力等からみて貸付金の全額が回収できないことが明らかになったことから、以下の会計処理を行った。なお、この貸付金に対して抵当権の設定はされていない。

(借方) 貸 倒 引 当 金 6,000,000 円 (貸方) 貸倒引当金戻入益 6,000,000 円 貸 倒 損 失 20,000,000 円 貸 付 金 20,000,000 円

(2) 日社に対する貸付金以外の債権

当社は毎期末に債権に対する貸倒見積額を算定し、会計上、洗替え方式により貸倒引当金を繰り入れている。当期は、日社に対する貸付金以外の債権に対する貸倒引当金について、以下の会計処理を行った。なお、当社は、法人税法第52条第1項第3号に規定するリース資産の対価の額に係る金銭債権を有する内国法人その他の金融に関する取引に係る金銭債権を有する内国法人には該当しない。

(借方)貸倒引当金 6,330,000円 (貸方)貸倒引当金戻入益 6,330,000円 貸倒引当金繰入額 6,110,000円 貸倒引当金 6,110,000円

7. 寄附金に関する事項

当期における寄附金勘定は以下のとおりである。なお、寄附金の損金算入限度額の計算に使用する当期の所得の金額は、350,000,000円とする。

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために本店所在地K県に対する寄附金として当期に支出した金額 10,000,000円
- ② 一般社団法人Mに対する寄附金として当期に支出した金額 13,000,000 円

8. 役員退職慰労金に関する事項

令和3年5月開催の株主総会の終結をもって代表取締役副社長であった〇氏が任期満了となり、退任した。同株主総会の決議を経て直ちに同氏に退職慰労金50,000,000円(不相当に高額ではない。)を支給した。この内訳は、現金20,000,000円及び社宅として貸与していた土地(引渡し時の時価22,500,000円、帳簿価額7,000,000円)、建物(引渡し時の時価7,500,000円、帳簿価額1円)である。これに関して、以下の会計処理を行った。建物には前期から繰り越された減価償却超過額はない。なお、退職金から控除される税金等は考慮していない。

(借方) 役員退職慰労引当金 48,000,000 円 (貸方) 現 金 預 金 20,000,000 円 役 員 退 職 金 2,000,000 円 土 地 7,000,000 円 建 物 1 円 固定資産売却益 22,999,999 円

9. 租税公課に関する事項

- (1) 前期末の未払法人税等の額は、120,000,000円であった。
- (2) 令和3年5月31日に,前期分の確定申告の税額115,000,000円(法人税及び地方法人税78,000,000円,住民税7,000,000円,事業税等30,000,000円)を納付し,次の会計処理を行った。

(借方) 未払法人税等 115,000,000円 (貸方) 現 金 預 金 115,000,000円

(3) 令和3年11月26日に,法人税,地方法人税,住民税及び事業税等の修正申告書を提出し,修正申告税額3,296,000円(法人税及び地方法人税2,266,000円,住民税200,000円 事業税等830,000円)を納付し,次の会計処理を行った。

(借方) 未払法人税等 3,296,000円 (貸方) 現 金 預 金 3,296,000円 また,この修正申告に関連して過少申告加算税226,600円,延滞税23,000円を納付し,次の会計処理を行った。

(借方) 租 税 公 課 246,000円 (貸方) 現 金 預 金 246,000円

(4) 令和3年11月30日に、当期の中間申告額58,000,000円(法人税及び地方法人税39,500,000円、住民税3,500,000円、事業税等15,000,000円)を納付し、次の会計処理を行った。

(借方) 未払法人税等 58,000,000円 (貸方) 現 金 預 金 58,000,000円

(5) 当期の決算において、当期の確定申告による納付見込額が12,000,000円となったため、次の会計処理を行った。

(借方) 法 人 税 等 54,296,000 円 (貸方) 未払法人税等 68,296,000 円 租 税 公 課 14,000,000 円

- (6) 租税公課勘定に計上された金額に関し、申告調整の要否の検討を要するものとして、次のものが含まれている。
 - ① 給与等に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納付遅延に伴う不納付加算税 2,320,000円
 - ② 従業員に課された交通違反による反則金で、当社が負担することが相当であるとされた金額 12,000円
 - ③ 取締役退任の変更登記の登録免許税 30,000円
 - ④ 税務調査で過年度の得意先との契約書の一部について印紙の不貼付の指摘を受け、納付した過怠税 165,000円
- (7) 税効果会計の適用に関して、次の会計処理を行った。

(借方) 法人税等調整額 20,000,000 円 (貸方) 繰 延 税 金 資 産 20,000,000 円

10. 前期分の修正申告に関する事項

令和 3 年 11 月 26 日に提出した修正申告書における主な修正事項及びこれに関する当期の会計処理は以下のとおりである。

- (1) 令和3年3月31日に得意先で検収が行われた商品に関する売上計上処理が前期の決算で漏れていたため、修正申告を行った。この商品は、前期末の棚卸資産残高に含まれており、売上計上は令和3年4月4日であった。前期の決算での売上の計上漏れは15,900,000円、その売上原価は12,720,000円であった。
- (2) 使用を廃止し、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないと認められる機械装置について、前期に帳簿価額の全額を除却処理し、廃棄業者から入手した概算処分費用 2,000,000円を除却損に含め、前期末に以下の会計処理を行った。この設備の処分可能見込価額は 0 円である。なお、前々期から繰り越された減価償却超過額はない。

(借方)減価償却累計額 31,500,000円 (貸方)機 械 装 置 35,000,000円 機械装置除却損 5,500,000円 未 払 金 2,000,000円 令和3年6月15日に廃棄処分が行われ、実際の処分費用は見積額と同額の2,000,000円であったが、前期に除却損に含めて処理した概算処分費用の過大計上を指摘され、修正申告を行った。

11. 欠損金に関する事項

前期以前に生じた税務上の欠損金額のうち当期に繰り越された金額が 285,000,000 円ある。 なお、当期の欠損金控除前の所得金額は 380,000,000 円とする。

問題 2

居住者である甲(52 歳)及び甲の長女丙の令和 3 年分の所得税の計算について、次の[**資料**] $1. \sim 5$. に基づき、以下の[**問**] $1. \sim 4$. に答えなさい。なお、複数の計算方法があるものについては、令和 3 年分の納付すべき所得税額が最も少なくなる方法により計算するものとする。

[問]

- 1. 甲の事業所得の金額の計算に関して、次の金額を答えなさい。
- (1) 事業所得の総収入金額
- (2) 事業所得の必要経費の金額

[問]

- 2. 次の甲の各所得の金額を答えなさい。
- (1) 退職所得の金額
- (2) 給与所得の金額
- (3) 一時所得の金額
- (4) 雑所得の金額

[問]

- 3. 次の甲の所得控除の金額を答えなさい。
- (1) 扶養控除の金額
- (2) 雑損控除の金額
- (3) 生命保険料控除の金額

[問]

4. 丙の課税総所得金額を答えなさい。

[資料]

- 1. 全般的な事項及び注意事項
- (1) 甲の家族構成は、妻乙(45歳)、長女丙(18歳)、長男丁(16歳)であり、全員が生計を一にしている。乙及び丁は無職で令和3年中に収入はなく、丙については、[資料] 5.を参照のこと。なお、年齢は、いずれも令和3年12月31日現在のものである。
- (2) 消費税及び地方消費税については考慮しない。
- (3) 問題文中の金額は、全て源泉所得税額等控除前の金額である。

- 2. 内国法人である株式会社 P (以下,「P社」という。) 及び株式会社 Q (以下,「Q社」という。) での 勤務に関する事項
- (1) 甲は、従業員として 27 年 2 か月勤務した P社を、令和 3 年 6 月 30 日に退職した。退職金は 27,000,000 円であった。また、甲は、P社の 100 %子会社である Q社の取締役を平成 30 年 6 月 25 日から兼任しており、P社退職と同時に Q社取締役も退任した。この際、Q社から 750,000 円の役員退職慰労金を受け取った。
- (2) 令和3年中に甲は、P社から給与として4,500,000円、Q社から役員報酬として1,200,000円を得ていた。

給与所得控除額は以下のとおりである。

給与等の収入金額	給与所得控除額
1,800,000 円以下	収入金額×40%-100,000円 550,000円に満たない場合には550,000円
1,800,000 円超 3,600,000 円以下	収入金額×30%+80,000円
3,600,000 円超 6,600,000 円以下	収入金額× 20 % + 440,000 円
6, 600, 000 円超 8, 500, 000 円以下	収入金額×10%+1,100,000円
8, 500, 000 円超	1, 950, 000 円

3. 設計事務所に関する事項

- (1) 甲は、令和3年7月1日より個人事業として設計事務所を開設した。
- (2) 設計事務所に関する令和3年7月1日以後の収入は、以下のとおりである。
 - ① 株式会社Rとの業務契約
 - ·契約開始日 令和3年8月1日
 - ·契約終了日 令和4年7月31日
 - 月額報酬 300,000 円
 - ・契約時に, 1年分の報酬 3,600,000 円を一括して受け取った。
 - ② 株式会社 S との業務契約
 - ·契約開始日 令和3年8月1日
 - ·契約終了日 令和3年12月31日
 - ・業務契約の対価として、契約時に現金 5,500,000 円と時価 1,500,000 円の美術品を受け取った。なお、美術品は事業の用に供していない。
- (3) 設計事務所に関する令和3年の経費は、以下のとおりである。
 - ① 業務上の調査費用 1,500,000円
 - ② 業務上の費用として接待飲食費が300,000円あり、このうち、1人当たりの支出金額が5,000円を超えているものが120,000円ある。
 - ③ その他業務上の費用が550,000円ある。

- (4) 設計事務所の開設に当たり、令和3年6月10日に自動車を取得し、令和3年7月1日から令和3年12月31日まで業務の用に供している。取得価額は1,800,000円、法定耐用年数は6年で、償却率等に関しては、 問題1 [資料]2.を参照のこと。なお、減価償却資産の償却方法選定の届出を行っていない。
- (5) 上記(4)の車輌について, 令和3年7月から同年12月末までを保険期間とする自動車保険の 保険料12,000円を支払った。
- (6) [**資料**] 4.(4)に記載の盗難により、業務用の備品 300,000 円(時価及び帳簿価額は同額)を喪失した。

4. 甲の所得の金額の計算に関する上記以外の事項

- (1) 甲は、令和3年6月15日に、P社の得意先から講演依頼を受け、講演料及び資料作成手数料300,000円を受け取った。このための経費として書籍代30,000円を支出した。
- (2) 甲は、令和3年6月25日に、甲自身を被保険者とした生命保険契約の満期保険金として 5,500,000円及び保険契約に伴う剰余金300,000円を受け取った。この契約の保険料は甲がP 社の入社時から毎期支払ってきたものであり、今までに支払った保険料の累計額は4,350,000円であった。
- (3) 生命保険料に関する事項
 - ・平成23年12月31日以前の契約に係る個人生命保険料 80,000円
 - ・平成23年12月31日以前の契約に係る個人年金保険料 120,000円
 - ・平成24年1月1日以後の契約に係る介護医療保険料 24,000円
 - ・平成24年1月1日以後の契約に係る個人年金保険料80,000円
- (4) 盗難による損失に関する事項

甲は,令和3年8月25日に,盗難により,現金3,000,000円,時価2,500,000円の非業務用の美術品(取得価額1,800,000円)を喪失した。なお,甲の令和3年の総所得金額及び退職所得金額の合計額は20,000,000円とする。

5. 丙の所得に関する事項

- (1) 丙は、学校教育法第 1 条に規定する大学に通学しており、塾講師のアルバイトによる令和 3 年の給与収入が 1,320,000 円ある。給与所得控除額は、[**資料**] 2.(2)参照のこと。
- (2) 丙は、令和3年8月20日にネットオークションサイトを使って、これまで使用していた鞄の販売を行った。この収入は88,000円であった。
- (3) 上記以外の事項は考慮しなくてよい。

— 13 — M5—29

問題 3

医療用電子器具の販売業を営むT株式会社(以下,「当社」という。)の当課税期間(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)における納付すべき消費税額の計算に関して,次の[資料] 1.~6.に基づき,以下の[問]に答えなさい。なお,複数の計算方法があるものについては,当課税期間の納付すべき消費税額が最も少なくなる方法により計算するものとする。

[問]

当課税期間における消費税額の計算に関して、次の金額を答えなさい。

- (1) 課税標準額に対する消費税額。なお、解答に当たり、課税標準額の千円未満の端数は切り捨てること
- (2) 課税売上割合の計算式の分子の金額
- (3) 課税売上割合の計算式の分母の金額
- (4) 課税貨物に係る消費税額
- (5) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額
- (6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの
- (7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等にのみ要するもの
- (8) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの
- (9) 売上げの返還等対価に係る税額
- (10) 貸倒れに係る税額

[資料]

- 1. 全般的な事項及び注意事項
- (1) 当社は国内に本店を置く株式会社で、設立以来消費税の課税事業者であり、課税仕入れ等の税額については、前課税期間まで継続して個別対応方式により仕入税額控除を行っている。
- (2) 問題本文中の課税取引に係る金額は、特に説明があるものを除き、消費税等の額(消費税及び地方消費税の合計額)を含んだ金額である。
- (3) 課税取引に適用される消費税及び地方消費税の合計の税率は、特に説明があるものを除き、 10%(うち国税である消費税の税率7.8%)である。
- (4) 当社が当課税期間中に行った課税仕入れ等については、その事実を明らかにする帳簿及び請求書等が、法令の記載条件を全て満たした上で、適法に保存されている。また、輸出取引等は、輸出取引等であることにつき財務省令で定めるところにより証明されたものである。
- (5) 個別対応方式による仕入税額控除の計算に当たっては、問題文及び法令等で特別の指示がある場合を除き、本社部門の費用は課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの、営業部門の費用は課税資産の譲渡等にのみ要するものとする。

- (6) 当課税期間における納付すべき消費税額の計算に際して必要な情報は、以下の[**資料**] $2. \sim 6.$ で全て網羅されている。
- (7) 解答に当たり、消費税法基本通達 10-1-15 の取扱いは適用しないものとする。

(参考) 消費稅法基本通達 10-1-15

事業者が、その課税期間において行った課税資産の譲渡等につき、当該課税期間中に返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをした場合に、当該課税資産の譲渡等の金額から返品額又は値引額若しくは割戻額を控除する経理処理を継続しているときは、これを認める。

2. 売上高及び仕入高に関する事項

当課税期間の売上高及び仕入高は次のとおりであり、当社の取扱い商品は全て課税資産に該当する。

項目	金額	補 足 情 報
売上高	3, 630, 000, 000 円	内訳は、国内売上高3,190,000,000円(売上値引14,355,000円控除後の金額である。),輸出売上高440,000,000円である。
仕入高	2, 417, 800, 000 円	全て国内仕入高である。

3. 販売費及び一般管理費に関する事項

当課税期間の販売費及び一般管理費は次のとおりである。

項目	金額	補 足 情 報
役員給与	75, 000, 000 円	全て本社部門の費用である。
従業員給与	281, 600, 000 円	内訳は次のとおりである。 ・本社部門 53,900,000円(このうち,8,800,000円は,関連会社へ支払った出向者負担金である。) ・営業部門 227,700,000円
支払家賃	18, 018, 000 円	内訳は次のとおりである。 ・本社部門及び営業部門が入居している事務所の家賃6,600,000円 ・商品倉庫の家賃7,920,000円 ・営業部門の従業員のための借上社宅の家賃2,178,000円 ・役員のための借上社宅の家賃1,320,000円(支払家賃3,300,000円と役員から徴収した本人負担額1,980,000円との差額である。)
交際費	3, 740, 000 円	内訳は次のとおりである。 ・得意先への災害見舞金 1,100,000 円 ・得意先との飲食店での食事代 2,640,000 円
特許権使用料	3, 080, 000 円	全て国外事業者が有する特許権に対するライセンス使用料である。

-15 — M5-33

広告宣伝費	2, 200, 000 円	全て国内事業者に対する商品販売のための広告宣伝の費 用である。
貸倒損失	4, 026, 000 円	得意先 Z 社に対する売掛金 726,000 円及び貸付金3,300,000 円について、Z 社の財産の状況、支払能力等からみて債権の全額が回収できないことが明らかであるため、貸倒損失として処理したものである。
寄附金	880, 000 円	内訳は次のとおりである。 ・本社のある地方公共団体への寄附金 330,000 円 ・公益財団法人への寄附金 550,000 円
その他の費用	291, 500, 000 円	左記の金額のうち課税仕入れは 220,000,000 円であり, 内訳は次のとおりである。 ・本社部門 14,575,000 円 ・営業部門 205,425,000 円

4. 営業外損益に関する事項

当課税期間の営業外損益は次のとおりである。

項目	金額	補 足 情 報
受取利息	330,000 円	全て国内金融機関の預金利息 330,000 円である。
受取配当金	275, 000 円	内国法人の株式に係る配当金 192,500 円及び外国子会社 の株式に係る配当金 82,500 円の合計である。
仕入割引	2, 376, 000 円	仕入代金を支払期日前に支払ったことにより受け取った ものである。
売上割引	110,000円	支払期日より前に売掛金が入金されたことにより支払ったものである。

5. 特別損益に関する事項

当課税期間の特別損益は次のとおりである。

項目	金額	補 足 情 報
投資有価証券売却益	123, 354, 000 円	令和3年9月15日に上場株式を証券会社を通じて売却した。この株式の帳簿価額は55,000,000円, 売却金額は181,500,000円である。売却の際に証券会社に売買手数料を3,146,000円支払った。左記の金額は、この売買手数料を控除した後の金額である。
受取助成金	82, 500, 000 円	医療用電子器具の販売のために要する機械の購入のための地方公共団体からの助成金である。なお、助成金は令和3年7月20日に入金された。 (注)[資料]6.(2)参照

-16 - M5-35

6. その他の事項

(1) 令和3年5月15日に、当社役員・従業員及び取引先に、当社の商品を無償で提供した。その内容は次のとおりである。なお、この商品の購入価額は[**資料**] 2. の仕入高に含まれており、無償提供取引については[**資料**] 2. ~ 5. には含まれていない。

対象	購入価額	通常販売価額
役員	440,000 円	643, 500 円
従業員	7, 700, 000 円	12, 100, 000 円
取引先	2, 887, 500 円	3, 646, 500 円

- (2) [資料] 5. 記載の受取助成金を原資として、当課税期間中に、助成金の対象である機械を 121,000,000 円で購入した。
- (3) 令和3年12月24日に、営業部門が使用する備品を輸入した。この備品の保税地域からの引取時に課税される消費税の課税標準は2,000,000円である。

-17 - M5-37